

新型コロナウイルス感染症対策について

～「新しい生活様式」を踏まえた学校・家庭での取組～

新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、お子様が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学校では感染拡大を防止し、感染者が確認された場合、迅速に対応できるように取組を行っています。ご家庭においても「新しい生活様式」を踏まえた取組にご協力をお願いします。

1 毎日の健康観察について

- 毎日、登校前にお子様の健康観察（発熱や風邪症状の有無の確認）を必ず行ってください。日頃の健康観察は、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。
- 発熱等の症状がみられる場合は、自宅で休養をお願いします。（欠席扱いにはなりません）
- 市内において感染がまん延している状況で、同居の家族に発熱等の症状がある場合には、学校からの依頼に基づき、登校を控えていただく場合があります。

2 家庭内感染リスクへの対応について

これまでの調査によると、児童生徒の感染経路は「家庭内感染」が半数以上である57%、特に小学生では、70%を占めていることが分かっています。家庭でできる予防対策にご協力ください。

(1) 手洗いの励行

学校においても指導を徹底していきませんが、家に帰ったら、まず、手や顔を洗うよう指導をお願いします。手洗いは、30秒ほどかけて水と石鹸で丁寧に洗います。

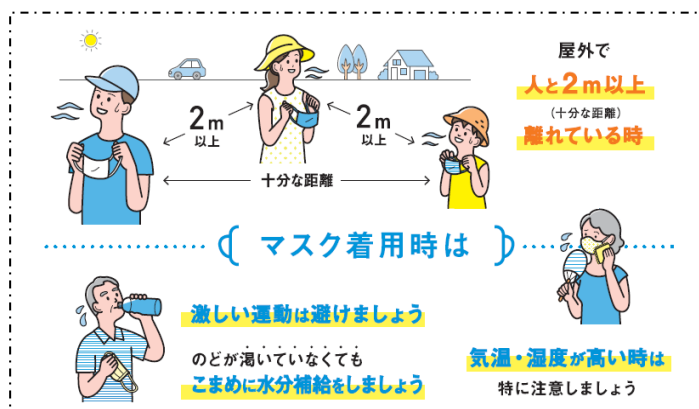


(2) 密閉の回避（換気の徹底）

- 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回、数分程度）2方向の窓を同時に開けて行ってください。
- 室温が上昇し、お子さんに熱中症が生じる危険があると判断される場合には、一時的に換気を中断して室温の上昇を防止してください。

3 マスクの着用について

学校では、身体的な距離が十分に取れないときは、マスクの着用を指導しています。しかし、気温や湿度が高い場合（熱中症を引き起こす可能性が高いと考えられる場合）には、マスクを外すように指導し、熱中症予防を優先させます。



4 児童生徒や教職員が感染した場合の対応について

| | |
|------|---|
| 出席停止 | 児童生徒の感染（陽性）が判明した場合又は、児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく「出席停止」の措置を取ります。 |
| 臨時休業 | 感染者（教職員を含む）の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合、保健所の指示の下、学校保健安全法第 20 条に基づく「臨時休業」の措置を取ります。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業となります。 |

「濃厚接触者」とは・・・

1メートル以内で15分以上の会話をした相手を指します。ただし、マスクをしていれば該当しません。1メートル以上離れていれば、濃厚接触者とはならないということが、国立感染症研究所感染症疫学センターで定義されています。

「濃厚接触者」の新しい定義

症状の出た日の2日前から

次の条件で接触



※ お子様や、同居の家族が PCR 検査を受ける場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。

5 学校での取組について



手洗いの徹底



マスクの着用・咳エチケット



換気の徹底（2方向）



清掃の徹底

学校生活においては、まずは「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」が重要です。特に、感染源・感染経路を絶つために、「**手洗い、咳エチケット、こまめな換気、普段の清掃を徹底する**」ことに重点を置いています。授業中の換気については、必ず2方向の窓（ドア）を同時に開けて行っていますが、必ずしも窓を広く開ける必要はなく、気候や天候、教室配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法を工夫しています。

また、清掃においては、これまでのような広範囲に及ぶ消毒は行わず、大勢が手を触れる「ドアノブ、手すり、スイッチ」などを、1日1回消毒液で拭き取るようにしています。

6 保護者の方へのお願い

新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等に対する不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等の人権侵害に関わる問題が聞かれます。

これらに関してのデマや不確かな情報に惑わされず、差別や偏見を助長する言動を許さない冷静な言動、行動をお願いいたします。